

正	令和 年 月 日			収入印紙 — 3万円 — (消印しないこと)	
全国社会保険労務士会連合会会長 殿					
申請者氏名 _____					
社会保険労務士登録申請書					
社会保険労務士法第14条の5の規定により、社会保険労務士の登録を申請します。					
(1) (ふりがな) 氏 名		②生年月日	昭 平 年 月 日 生	男 ・ 女	
(3) 住 所		〒 電話 () - FAX			
(開業社会保険労務士) ④社会保険労務士事務所の名称・所在地		名 称			
		所在地	〒 電話 () - FAX		
(5) 社会保 員の社 会保 険労 務士	社会保険労務士法人の主たる事務所	名 称			
	所在地	〒 電話 () - FAX			
社会保 員の社 会保 険労 務士	社会保険労務士法人の従たる事務所	名 称			
	所在地	〒 電話 () - FAX			
(勤務社会保険労務士) ⑥勤務先の名称・所在地		名 称			
		所在地	〒 電話 () - FAX		
(7)社会保険労務士となる資格		イ. 試験合格 ロ. 全科目試験免除 ハ. 弁護士資格 ニ. 主務大臣認定 ホ. 行政書士特例 ヘ. 沖縄特例 取得年月日・番号 昭和・平成・令和 年 月 日・第 号			

添付書類 ①社会保険労務士資格証明書 ②従事期間証明書又は実務経験認定証明書 ③住民票の写し
 ④写真1枚 縦3cm、横2.4cm ⑤戸籍抄本、個人事項証明書、改製原戸籍旧氏の記載のある住民票の写し（登録申請時の氏名が添付書類の①及び②の氏名と異なる場合に限る。住民票の写しを添付する場合は③と兼ねることができる。）

登録免許税の納付に係る領収書貼付欄

- 私は、社会保険労務士の職責を自覚し、その信用及び品位を害するおそれのある行為を行わず、かつ、次の事項に該当しないことを誓約します。
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
 - 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
 - 前号に掲げる法令以外の法令の規定による禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの
 - 社会保険労務士法第14条の9第1項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの
 - 公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人又は地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者
 - 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
 - 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
 - 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
 - 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
 - 心身の故障により社会保険労務士の業務を行なうことができない者
 - 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下保険料という。）について、社会保険労務士法第14条の5の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

令和 年 月 日

氏名（自署） _____

受領印	
社会保 險労 務士會	
連 合 會	

注1. この申請書は、正1通・副2通計3通提出すること。

- ④欄は、個人開業の者
- ⑤欄は、社会保険労務士法人の社員になる者
- ⑥欄は、事業所又は事務所に勤務し、社会保険労務士法第2条に規定する事務に従事する者
- ⑦欄は、該当する事項に○印をつけ、試験合格等による資格取得年月日及び合格番号等を記入すること。
- 連絡先（機関誌等の送付先）を③、④、⑤、⑥欄のいずれかに○印をつけること。
- 登録手数料 30,000円
- 登録申請書の提出先
 - 開業登録の場合：事務所の所在地がある都道府県の社会保険労務士会
 - 法人の社員登録の場合：所属する社会保険労務士法人の所在地がある都道府県の社会保険労務士会
 - 勤務登録の場合：法第2条の業務に従事する事業所又は事務所の所在地がある都道府県の社会保険労務士会
 - 上記以外の登録の場合：住所地がある都道府県の社会保険労務士会